

化学物質リスクコミュニケーション等の取組状況アンケート結果について

平成16年9月2日
福島県大気環境グループ

1 調査の目的

平成14年4月から本格施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。以下「PRTTR法」という。)第4条では、「事業者は、指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。」ことが規定されている。この規定の趣旨は、事業者が自ら化学物質に関する情報を地域住民等へ提供し、情報を共有しつつ意見交換を行い、相互理解を図ろうとするものであり、事業者の自発的な取組が求められている。

県では、今年度から事業者によるこれらの取組みを支援することとし、各種事業を進めることとしている。

このため、ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を受けている事業所における化学物質の管理等に関する取組み状況を把握し、本県が今年度から進める事業の基礎資料とするものである。

2 調査対象

県内におけるISO14001の認証を受けている208事業所のうち、化学物質を取り扱っていると考えられる製造業や電力供給等181事業所を調査対象とした。

3 調査期間

平成16年6月9日(水)から7月9日(金)まで

4 アンケートの回収方法、回答数等

FAX又はインターネットのメールにより回収した。

回答は、149事業所から報告があり、回収率は82.3%であった。

5 調査結果

(1) 調査対象事業所の従業員数(Q1)

調査対象の事業所は101人以上300人以下の割合がもっとも高く、次いで301人以上であり、従業員数101人以上が約6割を占めており比較的大きな事業所が多い。

人数	回答数	割合(%)
20人以下	6	4.0
21人以上50人以下	18	12.1
51人以上100人以下	33	22.1
101人以上300人以下	57	38.3
301人以上	35	23.5

(2) PRTTR法の届出対象の状況(Q2)

調査対象事業所のうち、55.7%がPRTTR法届け出対象であり、これらは何らかの形で化学物質を取り扱っている事業所である。

項目	回答数	割合(%)
届出は不要な事業所であり、届出はしていない	66	44.3
届出が必要な事業所であり、これから届け出る	39	26.2
届出が必要な事業所であり、既に届出を済ませている	44	29.5

(3) 環境報告書の作成状況 (Q3)

環境報告書は、企業等の事業者が、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況(環境会計、法規制遵守、環境適合設計その他)及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するものである。環境報告書の作成状況は、自事業所又は本社等で作成しているのは53.1%で、今回調査した事業所の約半数が環境報告書を作成している。

内 容	回答数	割合(%)
作成していない	70	47.0
作成している	29	19.5
事業所では作成していないが、本社等で作成している	50	33.6

(4) 環境報告書の公表方法 (Q4 複数回答)

自事業所又は本社等で環境報告書を作成している79事業所における環境報告書の公表方法は、「ホームページでの公開」が最も多く59.5%であり、「その他」が49.4%である。「その他」としては、顧客等への配布や希望者への配布等となっている。

内 容	回答数	割合(%)
地域の住民に配布している	5	6.3
市町村の環境部局に配布している	7	8.9
ホームページで公表している	47	59.5
その他	39	49.4
未回答	4	5.1

「割合(%)」は、環境報告書を作成している79事業所に対する割合である。

(5) 地域住民等と交流の実施状況 (Q5)

地域住民等との交流をしている事業所の割合は高く、75.8%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
交流している	113	75.8
交流していない	36	24.2

(6) 地域住民等との交流内容 (Q6 複数回答)

地域住民等との交流を行っている113事業所が実施している交流内容は、「清掃活動・防災訓練等」が最も多く72.6%、次いで「工場見学会の開催」43.4%となっている。「その他」は、地区役員との交流、地区行事への参加・協賛等となっている。

内 容	回答数	割合(%)
夏祭り、子供祭り等の祭事	44	38.9
工場見学会の開催	49	43.4
清掃活動、防災訓練等	82	72.6
その他	43	38.1
未回答	2	1.8

「割合(%)」は、地域住民等との交流を行っている113事業所に対する割合である。

(7) 事業所の環境対策に係る地域住民等への情報提供の実施状況 (Q7)

事業所の環境対策に係る情報を地区住民等へ提供している事業所は55.7%であった。

内 容	回答数	割合(%)
実施している。	83	55.7
実施していない。	66	44.3

(8) 事業所の環境対策に係る地域住民等への情報提供の方法(Q 8 複数回答)

事業所の環境対策に係る地域住民等への情報提供の方法は、「ホームページ」が最も多く47%、次いで「会社案内・パンフレット」によるものが38.6%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
会社案内・パンフレット	32	38.6
会社の広報誌	6	7.2
環境報告書	23	27.7
ホームページ	39	47.0
その他	27	32.5
未回答	1	1.2

「割合(%)」は、地域住民等に対する事業所の環境対策に係る情報提供を実施している83事業所に対する割合である。

(9) 環境対策に関する情報提供を地域住民等にしていない理由(Q 9 複数回答可)

地区住民等へ対して事業所の環境対策に係る情報を提供していない理由としては、「情報提供のニーズがない」が69.7%で最も多く、「情報提供の意識がなかった」が10.6%であった。「その他」は、工場団地内であり地域住民との関係が薄い等である。

内 容	回答数	割合(%)
情報提供の意識がなかった	7	10.6
情報提供のニーズがない	46	69.7
不要な不安を招きたくない	5	7.6
手間やコストがかかる	4	6.1
その他	12	18.2
未回答	3	4.5

「割合(%)」は、地域住民等に対する事業所の環境対策に係る情報提供を実施していない66事業所に対する割合である。

(10) 地域の住民等に対する広報資料の配付方法(Q 10 複数回答可)

地域住民等に対する広報資料の配付は、「請求のあった場合のみに配布」が最も多く43.4%、次いで「配布していない」が32.5%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
配布していない	27	32.5
請求のあった場合のみに配布	36	43.4
自治会等に配布	7	8.4
自治会等に回覧を依頼	1	1.2
その他	14	16.9
未回答	5	6.0

「割合(%)」は、回答があった149事業所に対する割合である。

(11) リスクコミュニケーションという言葉の認知状況(Q 11)

リスクコミュニケーションについて「よく理解している」又は「おおむね理解している」は63.1%であるが、よく分からない、聞いたことがないとしている事業所も43.7%あり、十分に認知されている状況には至っていない。

内 容	回答数	割合(%)
知っており、内容もよく理解している	34	22.8
聞いたことがあり、内容もおおむね理解している	60	40.3
聞いたことはあるが、内容はよくわからない	43	28.9
聞いたことはない	11	7.4
未回答	1	0.7

(12) リスクコミュニケーションの効果、影響に対する意識(Q12 複数回答)

リスクコミュニケーションの効果としては、「事業者が行う環境対策に関する地域住民の理解の促進」が最も多く55.7%、次いで「化学物質がもたらす環境影響に関する地域住民の理解の促進」が51%、「化学物質の利用に関する地域住民の理解の促進」が28.9%で、これら3つのいずれかの回答をした事業所は116事業所(77.8%)になり、約8割の事業所が地域住民の理解促進に効果があると考えている。一方、「地域住民の不安を増長させる恐れがある」と考えている事業所が約2割となっている。

内 容	回答数	割合(%)
化学物質の利用に関する地域住民の理解の促進	43	28.9
化学物質がもたらす環境影響に関する地域住民の理解の促進	76	51.0
事業者が行う環境対策に関する地域住民の理解の促進	83	55.7
化学物質がもたらす環境影響に対する地域住民の不安を増長させるおそれ	28	18.8
どのような効果があるか、よくわからない	26	17.4
その他	4	2.7

「割合(%)」は、回答があった149事業所に対する割合である。

(13) リスクコミュニケーションの実施に対する意見(Q13)

リスクコミュニケーションの実施については、「必ず実施していかなければならない」及び「今後、実施していかなければならない」の2つで59.1%となり、多くの企業が実施に前向きな考えを示している。「その他」は、実施の可否については、今のところ判断できないといった内容が多かった。

内 容	回答数	割合(%)
必ず実施していかなければならない	24	16.1
現在は、準備段階だが、今後、実施していかなければならない	64	43.0
効果が期待できないので、実施する意義はない	11	7.4
できることなら実施したくない	3	2.0
その他	44	29.5
未回答	3	2.0

(14) PRT法情報に対する地域住民の貴事業所に対する反応(Q14)

PRT法情報に対する住民の反応は、「特に大きな変化はない」が65.1%であった。

内 容	回答数	割合(%)
特に大きな変化はない。	97	65.1
当面変化はないが、今後、何らかの変化があるものと考えている	7	4.7
地域の住民等によって、問題が提起される可能性がある。	0	0.0
問い合わせがあり、反応があった。	1	0.7
PRT法の届出はしていない。	36	24.2
その他	5	3.4
未回答	3	2.0

なお、(2)でP R T R法届け出対象としている83事業所について集計すると「特に大きな変化はない」は、90.4%となっており、P R T Rに関する地域住民の認知が低いことが要因の一つと考えられる。

内 容	回答数	割合(%)
特に大きな変化はない。	75	90.4
当面変化はないが、今後、何らかの変化があるものと考えている	5	6.0
地域の住民等によって、問題が提起される可能性がある。	0	0.0
問い合わせがあり、反応があった。	1	1.2
P R T R法の届出はしていない。	0	0.0
その他	2	2.4

「割合(%)」は、P R T R法届出対象としている83事業所に対する割合である。

(15) 地域住民等からリスクコミュニケーションを求められた場合の対応(Q 15)

地域住民等からリスクコミュニケーションを求められた場合の対応は、「既の実施している又は要請があればすぐに対応できる」が43%、「対応できるように検討し又は今後検討し準備を進める」が34.2%であり、これらのリスクコミュニケーションに前向きに対応する事業所が77%になっている。

内 容	回答数	割合(%)
既の実施しているので、すぐに対応できる	5	3.4
まだ、実施していないが、地域住民等から要請があればすぐに対応できる	59	39.6
まだ、対応できないが、対応できるように検討し、準備を進めている	19	12.8
今後、検討し、準備を進める	32	21.5
当面は、地域住民、同業他社等の動向を見守る	27	18.1
その他	6	4.0
未回答	1	0.7

(16) リスクコミュニケーションを普及させていくうえでの課題(Q 16 複数回答)

リスクコミュニケーションを普及させていくうえでの課題は、「市町村、県などの行政機関の協力が必要である」が47.7%で最も多く、「化学物質についての認識が、事業者と地域住民との間で認識のずれがある」、「リスクコミュニケーションの実施方法がよくわからない」がこれに次いでいる。

内 容	回答数	割合(%)
リスクコミュニケーションの実施方法がよくわからない	50	33.6
リスクコミュニケーションに対する地域住民等の関心が低い	35	23.5
化学物質について地域住民が理解するのは難しい	36	24.2
化学物質についての認識が、事業者と地域住民との間で認識のずれがある	51	34.2
市町村、県などの行政機関の協力が必要である	71	47.7
専門的な知識を持った中立公正な第三者的な調整機関が必要である	43	28.9
リスクコミュニケーションを進める事業者側の人材育成、確保ができていない	39	26.2
リスクコミュニケーションの実施に手間やコストがかかる	26	17.4
その他	29	19.5
未回答	3	2.0

「割合(%)」は、回答があった149事業所に対する割合である。

(17) リスクコミュニケーションを普及させていくうえでの行政に望むこと(Q 17 複数回答)

リスクコミュニケーションを普及させていくうえでの行政に望むことは、「ガイドライン、マニュアルの作成」が65.1%、「行政機関による講習会等の実施」が24.8%となっている。

内 容	回答数	割合(%)
ガイドライン、マニュアルの作成	97	65.1
行政機関の職員の派遣、参加	7	4.7
行政機関による助言、仲介	0	0.0
行政機関による見解、提案の提示	1	0.7
行政機関による講習会等の実施	37	24.8
その他	6	4.0
未回答	3	2.0

「割合(%)」は、回答があった149事業所に対する割合である。

(18) 化学物質対策に関する意見等

調査した事業所からリスクコミュニケーション、PRTR、化学物質の管理及び自社における取組み等について意見等が出され、なお、リスクコミュニケーション、PRTR、化学物質の管理に関して次のような意見が寄せられた。

ア リスクコミュニケーション関係

リスクコミュニケーションにおいては、どのような情報まで公表すれば良いのかがよく分かりません。

化学物質はかなりの専門知識が必要であり、行政機関自身があらゆる化学物質の知識を持った上でこの対策、対応にあたらなければならない。事業所は当然自社で取り扱う化学物質の専門知識は十分にあると思う。しかし、これをまとめる行政はさらに広い範囲で物質物性の知識が必要とされる。ましてや住民に化学物質のリスクコミュニケーションを正しく普及させることはむずかしい。

リスクコミュニケーションは大事であり、行政・地域住民・企業が共生して行くには必須であると感じます。環境問題に取り組む姿勢が、数年前とは変化しつつあり、企業の資質も問われる時代になったと思われる。

地域住民の化学物質への正しい理解が深まる事が化学物質のリスクコミュニケーションによりもたらされるメリットの1つですが、一般住民の化学物質に関する基礎知識又は専門知識の不足が企業と住民との間でのコミュニケーションの障害となっているのではないのでしょうか。例えば、行政が住民に対して化学物質に関する基礎的な教育又は情報提供を行う事は、とても効果的であると思います。

一面だけをクローズアップして企業イメージが悪くならないように配慮が必要であるのに、国民に公表をして企業にプレッシャをかけて削減を図ると言ったやり方はいかがなものでしょうか。まず行政指導で削減努力を図って行くべきではないのか。最近の環境規制はグローバル化にとらわれ過ぎて、リスク評価も十分実施されていないものに必要以上の規制をかけてはいないのでしょうか。

リスクコミュニケーションについても40年近くこの地域で事業活動を行っていて、化学物質による弊害が起こってもいない。当然、住民は化学物質の知識もなく、まったく問題意識を持っていないものに、突然、わけの判らない住民説明を実施してかえって混乱を招くことが本当に住民のためになるだろうか。

日常生活で化学物質の使用は切離せなくなっているが、一般には物質名、環境影響等は理解できていない。リスクコミュニケーションを普及させるには、化学物質がもたらす環境影響を理解させたうえで実施していかないと不安を増長させるだけである。企業と行政機関で相互に、住民の相互理解を図っていく必要がある。それには各事業者が化学物質のもたらす環境リスクについて企業と行政機関で同じ情報を共有する意見交換、ガイドライン、マニュアルが必要である。

化学物質のリスクコミュニケーションについては、重要性を認識しており、現在は、対応できるよう準備を進めるためマニュアル等関連資料などの情報収集を行なっている段階です。平成16年度中には対応準備を完了させる計画です。

住民の化学物質に対する知識不足がコミュニケーションの障害となっている。行政が住民に対して化学物質に関する教育や情報提供を行うと効果的である。

社員の教育、近隣住民への理解も重要になると思う。

イ PRTR関係

PRTR 指定物質に関する処理方法、廃棄法などが不明な点がある。

PRTR 法には該当する化学物質の使用はないが、法律の改定等により抵触するおそれがあるので、何らかの形で情報提供願いたい。

PRTR と県化学物質適正管理指針との関連がわかりません。県でアンケートをする場合、県条例の情報も併せて行わなければ地域住民にリスクコミュニケーションをうまく普及させることが難しいのでは。化学物質という言葉だけでは理解を得にくい。

PRTR法の届出結果が公表されたとあるが、いつどのように公表されたのでしょうか。地域住民が知り得るような公表の仕方がなされているのでしょうか。公表されたという割には広く

知られていないのが現状ではないでしょうか。

P R T R法による指定化学物質排出量の集計結果の公表が、地域住民の環境に対する取組みに対して、どのような影響を与えているのか不明(疑問)。今後、化学物質の使用及び排出に対して、どのような行政指導がおこなわれるのか。今後、特定化学物質の除去装置が設置等が義務付けられる事はあるのか。これまでの「既得権」は今後有効か。

一般市民への化学物質が環境に影響する度合等、県が地域ごとに把握した量の多い物質ベスト10程度を公表して市民の反響を調査してはどうか。

ウ 化学物質管理関係

マスコミの影響で工場の化学物質は危険であるというイメージが強いが、工場ではしっかりと管理している。

人々の拒否反応、アレルギー等が考えられるため、その物質の持つ特性(プラス要因、目指す要因等)を科学的に事実を冷静に多くの人々に知らしめる努力が必要。企業側もコンプライアンスのみならず、情報開示に努め、本当の意味での地域、自然との共生が求められる時代であることを認識する必要がある。

評価方法が決められていない化学物質が多く、評価においても見解等の違いが出てくる可能性が大きい。

化学物質について、どういう管理をしているのか、事業者同士で情報を交換したり工場見学会をしたりするような会を計画できないか。管理、そしてその処理について大変苦労が多い。苦労を共有しあって、且つ、自分の所にいいどこ取りが出来れば最高です。是非、実現してください。

企業においても、地域においても、その活動で取り扱う物の化学的な面での知識習得、教育が計画的に必要なと思う。

エ 自社の取り組み

毒物、劇物を使用していないので、特に問題等は抱えていない

鉛使用量削減に取り組んでいる。その結果1996年度の42%に削減された。また、2004年度よりメタル排出量削減に取り組んでいる。関連する技術情報の提供があると取り組みやすい。またメタル回収を検討しているが、設備導入及び回収後の処理に際して、国又は地方公共団体の助成をお願いしたい。さらに、回収後の処理に関しても助成をお願いしたい。

消防法に関する溶剤を主に使用している。ハンダは無鉛ハンダに切り替えつつある。

化学物質の排出量削減を環境保全推進計画に盛り込み、毎年削減努力をしている。化学会社ではなく、使用化学物質が少ないせいかリスクコミュニケーションの要請は今のところない。

当社の化学物質の使用量が少なく、P R T Rの届出をしていない。半田使用量は、100 kg/年間となっておりますが、鉛フリーの試作も終了し得意認定を待つ状況である。

当社は、取扱かっている化学物質の危険性有害性及び取扱いについてマニュアルを作成し教育している。

取扱者を特定作業従事者に認定し特別教育を実施している。

環境影響評価を行い、取扱う施設・工程を登録し規程に則り適正な管理に努めている。

施設・工程に異常があった場合を想定し2回/年訓練を実施している。

当社で扱っている化学物質は鉛はんだ、IPAがほとんどであり、少量である為、地域に対する負荷は少ないと考えています。

法的に届出を必要とする化学物質を取り扱っていないため認識は希薄であるが、取扱品目の変化があった場合には、即対応できる様なシステム作りを検討したい。

今後、V O C規制等を法案化しているが企業も製品のV O C物質の回収、再利用の設備投資や経費増加がネックとなっている。弊社はV O C抑制に努力し使用量削減の観点で蒸留再生装置導入や洗浄方法の見直しを行い活動している。法案化されると更に厳しい目標が各事業所に割り当てられると認識しておりますので、製品のコストに対しても他社と同じレベルの環境対策が必要になり、コストアップに対する消費者の理解が必要になってきます。現在の環境を未来に残す為、法規制による厳しい基準設定が必要と思います。

現在塩素系有機溶剤を使用しているが、今後臭素系の溶剤を使用する予定。得意先の指導によりCMS(化学物質管理システム)の構築をする準備をしている。現在PRTR法に対応すべく化学物質管理手順により管理を行っている。

弊社はP R T R法の届出は不要な事業所であるが、化学物質の中でも消防法による規制を受ける危険物、毒物劇物取締法の規制を受ける医薬用外劇物を保管、使用している。これまでも実施してきたが、法規の遵守状況を定期的に確認しながら化学物質の適正な管理に努めていく。

当社事業内容上、劇物、毒物を使用していないので、特に問題等を抱えていないのが現状です。

当社では消防法に関する溶剤(アルコール類)を主に使用している。はんだ(鉛含有)も使用している。これからは無鉛半田に切り変りつつあり、顧客(取引先)も有害物質の削減や使用禁止に取り組んでいる。

オ 化学物質適正管理指針関係

福島県化学物質適正管理指針の調査を何のために実施し、どのように活用しているか不明。対象物質の見直しが必要。

カ 要望

関連法規制改訂時、新規時に最新情報を迅速に入手出来るようにして欲しい。

化学物質といっても性状や人に対する影響は様々である。したがって、誤解を招くこともある。

化学物質に対して正しい知識を持つことが全ての大前提となると考える。

有害禁止物質に対する代替化を行政が積極的に援助、支援していただきたい。

化学物質のセミナー等を開催し教育をお願いしたい。

化学物質の未使用化の為の援助(技術及び金銭等)があると対策が進むと思う。

キ その他

排出防止対策として、削減するための設備及び予防処置を考慮した設備を検討し、改善を進めていくと特に化学工場においては、莫大な投資が必要となっている。
影響の大きいものについてはしっかりとした対策を取る必要があります。

6 まとめ

今回の調査をまとめると次のようになる。

- (1) 環境報告書を作成しているのは、約半数の事業所であり、公表の方法はホームページにより行っている。
- (2) 地域住民等との交流は多くの事業所で実施しており、交流方法は、清掃活動、工場見学会の開催等である。
- (3) 事業所が環境対策について地域住民等に情報提供を行っているのは約6割であり、その提供方法は、ホームページや会社案内などである。
- (4) リスクコミュニケーションについてよく理解している事業所は約6割で、リスクコミュニケーションが事業所に十分浸透している状況とはなっていない。
- (5) リスクコミュニケーションの効果としては、地域住民の理解の促進としている事業所が約8割であり、今後リスクコミュニケーションの実施について前向きな考えを示している事業所が6割であった。
- (6) リスクコミュニケーションの対応については、「前向きに対応する」としている事業所が約8割を占めているが、今後リスクコミュニケーションを普及させて行くためには、行政の協力、リスクコミュニケーションの実施方法の普及、事業者と地域住民との認識の共有化などを進めることが必要である。

アンケートの回答の際に寄せられた意見等について

アンケートの回答の際に、次のような意見等が寄せられました。右の欄に福島県大気環境グループのコメントを掲載しましたが、十分な回答でないものもあるかもしれません。不明な点がある場合には、個別にお問い合わせくださるようお願いいたします。

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>ア リスクコミュニケーション関係 リスクコミュニケーションにおいては、どのような情報まで公表すれば良いのかがよく分かりません。</p>	<p>リスクコミュニケーションの定義からすると、市民、産業、行政等の相互の意思疎通ができるような情報の提供が必要なものと考えられます。 具体的には、各企業が作成している環境報告書や地域説明会等を行っている企業の例を参考にさせていただきたいと思いません。</p>
<p>化学物質はかなりの専門知識が必要であり、行政機関自身があらゆる化学物質の知識を持った上でこの対策、対応にあたらなければならない。事業所は当然自社で取り扱う化学物質の専門知識は十分にあると思う。しかし、これをまとめる行政はさらに広い範囲で物質物性の知識が必要とされる。ましてや住民に化学物質のリスクコミュニケーションを正しく普及させることはむずかしい。</p>	<p>行政の人材育成は不可欠であり、県の職員も環境省や経済産業省の研修に参加するなどしております。 化学物質のリスクコミュニケーションについては、取り組みが始まったばかりなのでとまどいもあるかと思いますが、今回のようなセミナーがリスクコミュニケーションを進める一助になれば、と考えております。</p>
<p>リスクコミュニケーションは大事であり、行政・地域住民・企業が共生して行くには必須であると感じます。環境問題に取り組む姿勢が、数年前とは変化しつつあり、企業の資質も問われる時代になったと思われる。</p>	<p>当グループも同様な考えです。</p>
<p>地域住民の化学物質への正しい理解が深まる事が化学物質のリスクコミュニケーションによりもたらされるメリットの1つですが、一般住民の化学物質に関する基礎知識又は専門知識の不足が企業と住民との間のコミュニケーションの障害となっているのではないのでしょうか。例えば、行政が住民に対して化学物質に関する基礎的な教育又は情報提供を行う事は、とても効果的であると思いません。</p>	<p>今回は事業者向けのセミナーを開催しましたが、今後は住民向けの普及啓発も必要なものと考えております。 また、当グループにおいても県民にわかりやすい情報提供をする必要があるものと考えております。</p>
<p>一面だけをクローズアップして企業イメージが悪くならないように配慮が必要であるのに、国民に公表をして企業にプレッシャをかけて削減を図ると言ったやり方はいかがなものでしょうか。まず行政指導で削減努力を図って行くべきではないのか。最近の環境規制はグローバル化にとられ過ぎて、リスク評価も十分実施されていないものに必要以上の規制をかけてはいないでしょうか。 リスクコミュニケーションについても40年近くこの地域で事業活動を行っていて、化学物質による弊害が起こってもいない。当然、住民は化学物質の知識もなく、まったく問題意識を持っていないものに、突然、わけの判らない住民説明</p>	<p>P R T R法による化学物質対策は、規制ではありません。 化学物質対策の新しい手法なので、とまどいがあるかもしれませんが、P R T R法の趣旨を御理解のうえ、化学物質問題の未然防止をお願いします。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>を実施してかえって混乱を招くことが本当に住民のためになるだろうか。</p>	
<p>日常生活で化学物質の使用は切離せなくなっているが、一般には物質名、環境影響等は理解できていない。リスクコミュニケーションを普及させるには、化学物質がもたらす環境影響を理解させたうえで実施していかないと不安を増長させるだけである。企業と行政機関で相互に、住民の相互理解を図っていく必要がある。それには各事業者が化学物質のもたらす環境リスクについて企業と行政機関で同じ情報を共有する意見交換、ガイドライン、マニュアルが必要である。</p>	<p>リスクコミュニケーションに関するガイドライン、マニュアル等の作成についてはP R T R法を所管している環境省、経済産業省に働きかけたいと考えております。</p>
<p>化学物質のリスクコミュニケーションについては、重要性を認識しており、現在は、対応できるよう準備を進めるためマニュアル等関連資料などの情報収集を行なっている段階です。平成16年度中には対応準備を完了させる計画です。</p>	<p>今後とも化学物質のリスクコミュニケーションへの積極的な取り組みをお願いします。</p>
<p>住民の化学物質に対する知識不足がコミュニケーションの障害となっている。行政が住民に対して化学物質に関する教育や情報提供を行うと効果的である。</p>	<p>ア を参照してください。</p>
<p>社員の教育、近隣住民への理解も重要になると思う。</p>	<p>社員の教育については、よろしく申し上げます。 近隣住民への理解については、リスクコミュニケーションの定義にもありますように、住民との意思疎通を図ることが重要になるものと考えられます。</p>
<p>イ P R T R関係 PRTR 指定物質に関する処理方法、廃棄法などが不明な点がある。</p>	<p>不明な点については、県内の各地方振興局環境グループ(南会津は県民環境グループ、いわきは県民生活グループ)か、県庁環境保全領域にお問い合わせください。</p>
<p>PRTR 法には該当する化学物質の使用はないが、法律の改定等により抵触するおそれがあるので、何らかの形で情報提供願いたい。</p>	<p>法律の改定等の最新情報につきましては、環境省や経済産業省のホームページに掲載されますので、そちらをご覧ください。県レベルでの対応が必要であれば県のホームページにも掲載することがありますので、見ていただきたいと思います。</p>
<p>PRTR と県化学物質適正管理指針との関連がわかりません。県でアンケートをする場合、県条例の情報も併せて行わなければ地域住民にリスクコミュニケーションをうまく普及させることが難しいのでは。化学物質という言葉だけでは理解を得にくい。</p>	<p>福島県化学物質適正管理指針は、工場・事業場の自主的な管理を進めるため、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づきP R T R法に先立ち定めたものであり、P R T R法施行後所要の改訂をしております。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
	<p>指針では、P R T R法では届出を要しない使用量等の報告を求めるなどして、P R T R法を補完しております。</p> <p>また、確かに化学物質という言葉では住民の理解を得にくい場合があるので、塗料、農薬といったイメージしやすい表現で説明することも一つの方法と思われれます。</p>
<p>P R T R法の届出結果が公表されたとあるが、いつどのように公表されたのでしょうか。地域住民が知り得るような公表の仕方がなされているのでしょうか。公表されたという割には広く知られていないのが現状ではないでしょうか。</p>	<p>平成 13 年度の届出結果については、国では平成 15 年 3 月 20 日に公表しました。県では平成 15 年 3 月に公表し、その後ホームページに掲載しました。</p> <p>平成 14 年度の届出結果については、国では平成 16 年 3 月 29 日に公表しました。県では本県の状況を平成 16 年 5 月 26 日に公表し、8 月 6 日にホームページに掲載しました。</p> <p>公表後、住民からの P R T R データに関する質問等はほとんどなく、県民の皆様十分に浸透した状況とはなっておりませんが、機会をとらえ、P R するとともに化学物質に係るリスクコミュニケーション推進事業と併せながら県民への P R につとめていきたいと考えております。</p>
<p>P R T R法による指定化学物質排出量の集計結果の公表が、地域住民の環境に対する取組みに対して、どの様な影響を与えているのか不明(疑問)。今後、化学物質の使用及び排出に対して、どの様な行政指導がおこなわれるのか。今後、特定化学物質の除去装置が設置等が義務付けられる事はあるのか。これまでの「既得権」は今後も有効か。</p>	<p>P R T R法の集計結果の公表がなされたのが、まだ 2 回であり、地域の環境にどの様な影響を与えているのか明確にいえる状況にはなっていないものと考えられます。</p> <p>化学物質の使用及び排出についての新たな動きは、大気汚染防止法が改正され(平成 16 年 5 月 19 日)、V O C の排出が規制されることとなりますが、詳細については今後決まることになっております。</p>
<p>一般市民への化学物質が環境に影響する度合等、県が地域ごとに把握した量の多い物質ベスト 1 0 程度を公表して市民の反響を調査してはどうか。</p>	<p>公表資料作成にあたっての参考にさせていただきたいと思えます。</p>
<p>ウ 化学物質管理関係 マスコミの影響で工場の化学物質は危険であるというイメージが強いが、工場ではしっかりと管理している。</p>	<p>今後とも化学物質の適正な管理をお願いします。</p>
<p>人々の拒否反応、アレルギー等が考えられるため、その物質の持つ特性(プラス要因、目指す要因等)を科学的に事実を冷静に多くの人々に知らしめる努力が必要。企業側もコンプライアンスのみならず、情報開示に努め、本当の意味での</p>	<p>化学物質問題の未然防止をお願いします。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>地域、自然との共生が求められる時代であることを認識する必要がある。</p>	
<p>評価方法が決められていない化学物質が多く、評価においても見解等の違いが出てくる可能性が大きい。</p>	<p>日本化学工業協会では、化学物質のリスク評価システム「Risk Manager」の商品化に向けて準備中と聞いておりますので、これを利用するのの一つの方法と思われます。</p>
<p>化学物質について、どういう管理をしているのか、事業者同士で情報を交換したり工場見学会をしたりするような会を計画できないか。管理、そしてその処理について大変苦労が多い。苦労を共有しあって、且つ、自分の所にいいところ取りが出来れば最高です。是非、実現してください。</p>	<p>今回のようなセミナーを参考にさせていただきたいと思いません。</p>
<p>企業においても、地域においても、その活動で取り扱う物の化学的な面での知識習得、教育が計画的に必要なかと思う。</p>	<p>ア を参照してください。</p>
<p>エ 自社の取り組み 毒物、劇物を使用していないので、特に問題等は抱えていない</p> <p>鉛使用量削減に取り組んでいる。その結果 1996 年度の 42%に削減された。また 2004 年度よりメノール排出量削減に取り組んでいる。関連する技術情報の提供があると取り組みやすい。またメノール回収を検討しているが、設備導入及び回収後の処理に際して、国又は地方公共団体の助成をお願いしたい。さらに、回収後の処理に関しても助成をお願いしたい。</p>	<p>今後とも化学物質の適正な管理をお願いします。</p> <p>県や日本政策投資銀行等の融資制度があります。詳細はホームページをご覧ください。</p> <p>県(環境創造資金融資事業)のホームページアドレス http://www.pref.fukushima.jp/hozen/ 経済産業省のホームページアドレス http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info3.html</p>
<p>消防法に関する溶剤を主に使用している。ハンダは無鉛ハンダに切り替えつつある。</p>	<p>特にコメントはありませんが、今後とも化学物質の適正な管理をお願いします。</p>
<p>化学物質の排出量削減を環境保全推進計画に盛り込み、毎年削減努力をしている。化学会社ではなく、使用化学物質が少ないせいかりスクコミュニケーションの要請は今のところない。</p>	<p>同上</p>
<p>当社の化学物質の使用量が少なく、P R T Rの届出をしていない。半田使用量は、100 kg/年間となっていますが、鉛フリーの試作も終了し得意認定を待つ状況である。</p>	<p>同上</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>当社は、取扱かっている化学物質の危険性有害性及び取扱いについてマニュアルを作成し教育している。 取扱者を特定作業従事者に認定し特別教育を実施している。 環境影響評価を行い、取扱う施設・工程を登録し規程に則り適正な管理に努めている。 施設・工程に異常があった場合を想定し2回/年訓練を実施している。</p>	<p>同上</p>
<p>当社で扱っている化学物質は鉛はんだ、IPA がほとんどであり、少量である為、地域に対する負荷は少ないと考えています。</p>	<p>同上</p>
<p>法的に届出を必要とする化学物質を取り扱っていないため認識は希薄であるが、取扱品目の変化等があった場合には、即対応できる様なシステム作りを検討したい。</p>	<p>同上</p>
<p>今後、VOC規制等を法案化しているが企業も製品のコスト意識がありVOC物質の回収、再利用の設備投資や経費増加がネックとなっている。弊社はVOC抑制に努力し使用量削減の観点で蒸留再生装置導入や洗浄方法の見直しを行い活動している。法案化されると更に厳しい目標が各事業所に割り当てられると認識しておりますので、製品のコストに対しても他社と同じレベルの環境対策が必要になり、コストアップに対する消費者の理解が必要になってきます。現在の環境を未来に残す為、法規制による厳しい基準設定が必要と思います。</p>	<p>同上</p>
<p>現在塩素系有機溶剤を使用しているが、今後臭素系の溶剤を使用する予定。得意先の指導によりCMS（化学物質管理システム）の構築をする準備をしている。現在PRTR法に対応すべく化学物質管理手順により管理を行っている。</p>	<p>同上</p>
<p>弊社はPRTR法の届出は不要な事業所であるが、化学物質の中でも消防法による規制を受ける危険物、毒物劇物取締法の規制を受ける医薬用外劇物を保管、使用している。これまでも実施してきたが、法規の遵守状況を定期的に確認しながら化学物質の適正な管理に努めていく。</p>	<p>同上</p>
<p>当社事業内容上、劇物、毒物を使用していないので、特に問題等を抱えていないのが現状です。</p>	<p>同上</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>当社では消防法に関する溶剤(アルコール類)を主に使用している。はんだ(鉛含有)も使用している。これからは無鉛半田に切り変りつつあり、顧客(取引先)も有害物質の削減や使用禁止に取り組んでいる。</p>	<p>同上</p>
<p>オ 化学物質適正管理指針関係 福島県化学物質適正管理指針の調査を何のために実施し、どのように活用しているか不明。対象物質の見直しが必要。</p>	<p>イ を参照してください。 対象物質の見直しは、必要なものと考えますが、P R T R法の届出が今年で、まだ3回目であり、混乱すること考えられますので、現時点では見直しをする予定はありません。</p>
<p>カ 要望 関連法規制改訂時、新規時に最新情報を迅速に入手出来るようにして欲しい。</p>	<p>イ を参照してください。</p>
<p>化学物質といっても性状や人に対する影響は様々である。したがって、誤解を招くこともある。化学物質に対して正しい知識を持つことが全ての大前提となる考える。</p>	<p>リスクコミュニケーションの定義からすると、市民、産業、行政等で誤解を招かないよう意思疎通を図ることが必要であるものと考えられます。</p>
<p>有害禁止物質に対する代替化を行政が積極的に援助，支援していただきたい。</p>	<p>経済産業省の範ちゅうになるものと考えられますが、具体的にお問い合わせくだされば、可能な範囲で調べたいと思います。</p>
<p>化学物質のセミナー 等を開催し教育をお願いしたい。</p>	<p>今回のようなセミナーを開催させていただきました。</p>
<p>化学物質の未使用化の為の援助(技術及び金銭等)があると対策が進むと思う。</p>	<p>エ を参照してください。</p>
<p>キ その他 排出防止対策として、削減するための設備及び予防処置を考慮した設備を検討し、改善を進めていくと特に化学工場においては、莫大な投資が必要となっている。</p>	<p>エ を参照してください。</p>
<p>影響の大きいものについてはしっかりとした対策を取る必要があります。</p>	<p>P R T R法の目的のとおり、化学物質問題の未然防止をお願いします。</p>